

湾岸協力会議（GCC）

商標法

勅令第M/27号（ヒジュラ暦1425年5月29日，2004年2月9日）及び
勅令条第M/51号（ヒジュラ暦1435年7月26日，2014年5月25日）公布

目次

第1章 定義

第1条

第2条

第2章 手続

第1節 商標登録手続

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第2節 商標保護期間

第20条

第21条

第3節 商標の登録抹消

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第4節 商標の移転，抵当権及び差押

第27条

第28条

第 3 章 ライセンス契約

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 4 章 団体商標, 証明商標並びに公的機関及び専門機関の商標

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 5 章 権利行使

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 6 章 罰則

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 7 章 最終規定

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第1章 定義

第1条

本法を規定するにあたり、以下の語及び表現は、文脈上別途必要な場合を除き、以下の意味を有する。

GCC：湾岸アラブ諸国協力会議

管轄当局：各加盟国において本法を実施する権限を有する省庁又は当局

大臣：本法の規定の実施を担当する管轄当局の大臣又は長

施行規則：本法の実施において商業協力委員会によって定められる施行規則

登録簿：商標登録簿

第2条

商標：名称、語句、標識、文字、数字、図面、ロゴ、称号、印章、シール、写真、彫刻、包装若しくはその他の標章又はそれらの標章のグループなどの識別的な形状を有するものであって、事業の商品、製品若しくは役務を他の事業のものと区別するため又は役務の提供若しくは商品若しくは役務の検査の管理を表示するための何れかに使用され、又は使用されることを目的とする場合には、商標とみなされる。

音又は匂いは、商標の一部としてみなされる。

第2章 手続

第1節 商標登録手続

第3条

以下は、商標又はその要素として登録を受けることができない。

1. 特性若しくは識別性を有さない標章又はよく知られた商品、製品、役務へ慣習により付された名称若しくは商品及び製品の一般的な図面及び写真のみのデータからなる標章。
2. 公序良俗に反する標章又は公序良俗に反すること。
3. 承認がある場合を除き、国、アラブ若しくは国際組織又はその若しくは外国の機関の公的紋章、旗及びその他のロゴ、また、これらの紋章、旗又はロゴの模倣
4. 赤新月社又は赤十字社のロゴ及びその他類似の記号並びにそれらの模倣からなる標章。
5. 純然たる宗教的性格を有する記号と同一又はそれに類似する標章。
6. 使用が商品又は役務の原産地又は出所に関して混同を生じる場合の地理的な名称及びデータ。
7. 第三者の名称、称号、写真又はロゴ。ただし、本人又は相続人がその使用を事前に承認している場合を除く。
8. 出願人が自らの法的資格を証明しない名誉又は学位の詳細。
9. 公衆を誤認させる可能性のある標章、商品若しくは役務の原産地若しくは出所若しくはそれらのその他の特性についての虚偽の記載を含む標章又は架空、模倣若しくは偽造の商号を含む標章。
10. 自然人又は法人によって所有される標章であって、この点に関して管轄当局が下した決議により取引が禁止されているもの。
11. 同一の商品若しくは役務又は関連する商品若しくは役務について第三者によって先に出願又は登録された商標に類似する商標であり、かつ、登録を試みる当該商標の使用が、登録商標の所有者の商品又は役務に関して需要者に誤認させることになる場合又は当該所有者の利益を害することになる場合のもの。
12. 特定の商品又は役務に係る登録が、その標章によって識別される他の商品又は役務の価値を減ずる結果となる標章。
13. 第三者によって既に登録された著名商標又はその一部についての単なる複製、模倣又は翻訳とみなされる標章であって、著名商標によって識別されるものと類似する商品及び役務を識別するうえで使用するためのもの。
14. 第三者によって既に登録された著名商標又はその要部についての単なる複製、模倣又は翻訳とみなされ、著名商標によって識別されるものと類似しない商品及び役務を識別するうえで使用するための商標であって、当該使用が、当該商品若しくは役務と著名商標との間に関連性が存在することを示す場合又は当該著名商標の所有者の利益を害する場合のもの。
15. 以下の語又は表現を含む標章：「権利」、「権利保有者」、「登録済み」、「登録図面」、「著作権」又は類似の語及び表現。

第4条

1. 登録国の枠を超えた国際的な著名性を有する商標は登録することができない。ただし、当該商標が所有者により出願又は明示的に承認されている場合を除く。
2. 商標の顧客吸引力を判断することは、宣伝に基因した商標に関する公衆の認識若しくは登録若しくは使用が長期間であること、商標が登録され若しくは著名となった国の数又は商標の価値、及び、商標によって識別される商品若しくは役務を宣伝するうえでのその効力による。
3. 顧客吸引力を有する商標は、以下の場合は、当該商標によって識別されるものに類似又は準拠していない商品又は役務を識別するためには登録することができない。
 - A. 識別される商品及び役務と当初の商標の所有者の商品又は役務との間の関連を示す商標の使用。
 - B. 著名商標の所有者に損害がもたらされる可能性のある使用

第5条

次の者は、自身の商標を登録する権利を有する。

1. 何らかの商業的、工業的、手工芸又は役務活動を行うGCCの自然人又は法人。
2. GCCの何れかの国に居住し、かつ、何らかの商業的、工業的、手工芸又は役務活動を行うことを承認されている外国人。
3. GCC加盟国が締約している多国間条約の加盟国である何れかの国に属する又は当該国に居住する外国人。
4. 公益団体。

第6条

1. 「商標登録簿」と呼称される登録簿は管轄当局に設置され、その登録簿には、すべての商標、所有者の名称、住所、その商品又は役務の説明及び当該商標に関する所有権の譲渡、移転、ライセンス若しくは抵当権又はその他の変更が記録される。如何なる利害関係人もこの登録簿を閲覧することができ、また、その認証謄本を請求して取得することができる。
2. 本法の規定を施行する時期に存在する商標登録簿は、前項に記載した登録簿に記録され、かつ、その一体的部分を構成する。

第7条

1. 商標を登録する者は、当該商標の単独の所有者とみなされる。当該商標を登録する者が、有効性を裁定するために自身に対して訴えが提起されることがなく、登録日から少なくとも5年間に当該商標を途切れることなく使用している場合、当該商標の所有権に対して争うことはできない。
2. 商標を登録し、かつ、当該商標を先に使用していた者は、登録日から5年以内に当該登録を取り消すことを管轄裁判所へ提訴することができる。ただし、自身の名義で登録した者による当該商標の使用が明示的又は黙示的に承認されていたことが立証されている場合を除く。

第8条

商標登録出願は、そのために準備された様式で、本法の施行規則に定められた状況及び条件の下で、本人又はその代理人によって管轄当局へ提出することができる。

第9条

1. 商標は、本法の施行規則に従って、商品若しくは役務の1又は複数の区分に対して登録することができる。
2. 商品又は役務は、同一の区分に登録されるだけでは相互に類似するというものにはならない。商品又は役務は、同一カテゴリーの相異なる区分に登録されるだけでは相違することにはならない。

第10条

1又は複数の者が商品又は役務の1の区分について同一の標章又は近似若しくは類似の標章の登録のために同時に出願する場合、管轄当局は、当事者たちによってそれらの者のうちの1を承認する証明付きの権利放棄書が提出されるまで又はその1を承認する最終判決が下されるまで、すべての出願の登録を停止する。

第11条

商標登録の出願人又はその承継人が、GCC加盟国が締結している多国間国際条約の加盟国である国において提出された先の出願に基づいて優先権を主張する場合、当該出願人は、自らの出願に、先の出願の日付及び番号、当該出願が提出された国を証明する確認書を、同出願人が優先権に関して基礎とする登録出願の日付から6月以内に先の出願の写しを添付しなければならない。

さもなければ、当該権利を主張する出願人の権利は時効により無効となる。

第12条

1. 管轄当局は、別の商標、既登録の商標との混同を防止する方法で又は適切とみなされるその他の理由で、商標を特定し、かつ、明確にするために必要と考える制限及び補正を課すことができる。
2. 出願人が自身に提供された通知の日付から90日以内に管轄当局へ応答しない場合、自らの出願は放棄されたものとみなされる。
3. 管轄当局が何れかの理由で商標の登録を拒絶しなければならない場合又は登録が制限又は補正を条件としている場合、管轄当局は、出願人に対して、決定理由を書面で通知する。
4. 如何なる場合にも、管轄当局は、本法及びその施行規則に定められた条件及び状況に適合する場合、登録出願に関して提出日から90日以内に決定するものとする。

第13条

1. 自らの出願が拒絶されている若しくは条件付きで停止されている出願人又はその代理人は、本法の施行規則に定められる委員会に対して、決定が自らへ通知された日付から60日以内に当該決定の不服を申し立てることができる。出願人は、委員会の決定に対して、当該決定が自らへ通知された日付から60日以内に管轄裁判所へ訴えることができる。
2. 出願人は、本条に記述した期間内に管轄当局の決定に対して不服申立をしない場合又はこの点に関して自らあてに送付された通知書において指定された期間内に管轄当局によって課せられた制限又は条件を満たさない場合には、自らの出願を放棄したものとみなされる。

第14条

1. 管轄当局が商標を登録受理すべき場合、当該商標の登録前に、管轄当局は本法の施行規則に定められる公告手段を通じて、出願人の費用負担で公告する。
2. 如何なる利害関係人も、公告日から60日以内に、商標登録に対して異議を申し立てることができる。当該異議申立は、書面で管轄当局へ提出される。管轄当局は、申立の受領から30日以内に、出願人へ、当該出願人の出願に対する異議申立の写しとともに通知する。出願人は、通知から60日以内に、異議申立に対して書面で応答しなければならない。当該応答書が当該期間内に提出されない場合、出願人は自らの出願を放棄したものとみなされる。

第15条

1. 提出された異議申立の決定前に、管轄当局は、必要な場合には、異議申立人及び出願人又はそれらの者の何れか一方の意見を聴聞する。
2. 管轄当局は、登録を拒絶する決定又は受理する決定を下す。後者の場合では、管轄当局は、適切とみなす制限又は条件を課すことができる。
3. 如何なる利害関係人も、管轄当局の決定に対し、当該決定が自身へ通知された日付から30日以内に管轄当局へ不服を申し立てることができ、また、当該決定が自らへ通知された日付から30日以内に管轄裁判所へ当該決定に対して上訴することができる。商標登録を受理する決定に対する上訴は、登録手続の停止をもたらさない。ただし、管轄裁判所によって別段の決定がなされている場合を除く。

第16条

異議申立のために設定された期間が商標登録出願の登録受理に関して何れの異議申立も提出されずに経過した場合、管轄当局は、異議申立のために設定された期間の経過後に商標を登録する。

第17条

1. 商標が登録される場合、登録の効力は出願日から発生する。商標登録の完了時点で、その所有者には以下のデータを含む登録証が付与される。

- A. 商標登録番号
- B. 優先権主張番号及び優先日並びに出願国(該当する場合)
- C. 出願日、商標登録日及び保護期間満了日
- D. 商標の所有者の名前、姓、居住地及び国籍
- E. 標章の複製
- F. 商標が指定されている商品又は役務及びそれらの区分の説明

2. 登録商標の所有者は、商取引において、需要者を混同させ、かつ、その混同が、商標が登録されているものと類似する商品又は役務を識別するために同一の又は類似の標章を用いる場合に発生する可能性があるような方法で、商標が登録されているものと同じ、類似又は関連性のある商品又は役務を識別するために類似又は同一の商標(地理的表示を含む)を使用することを、当該所有者から承認を得ていない他者に対して防止することができる。

第18条

既登録商標の所有者は、如何なる時点においても、商標の本質に対して実質的に影響を及ぼさない限り、標章に関して何らかの追加又は補正を為すことを管轄当局へ申請できる。これに関する管轄当局の決定は、原登録出願について定められた条件及び規則に従って下される。決定は、同一の方法で不服申立及び上訴することができる。

第19条

管轄当局は、データの登録が省略されている場合、登録簿へ当該データを追加できる。また、管轄当局は、登録簿に違法に登録されたデータ又は真実と合致しないデータを訂正又は削除することができる。

如何なる利害関係人も、この点に関して管轄当局がとった手続に対抗する訴えを管轄裁判所へ提訴することができる。

第2節 商標保護期間

第20条

- 1. 商標登録から生じる保護期間は、10年とする。商標所有者は、本法及びその施行規則に定められた規約及び条件に従って有効な保護期間の最終年内に当該商標登録の更新を申請するたびに、連続して10年の保護期間を継続することができる。
- 2. 商標所有者は、登録期間満了から6月内に登録済商標の登録を更新する権利を有する。
- 3. 商標所有者が登録期間満了から6月内に更新を申請しない場合、管轄当局は自らの裁量で、当該商標を登録簿から抹消する。
- 4. 商標登録の更新は、更なる審査なしで行われ、また、当該更新に対する第三者による異議申立を認めずに本法の施行規則に定められた公表の手段によって公告される。

第21条

商標が本法に定められた登録要件に適合する場合、国内で編成された公的な又は公的に認められた国際展覧会に展示される商品に付された当該商標に対して展示期間中仮保護が付与される。施行規則は、仮保護を付与する規則及び手続について定める。

第3節 商標の登録抹消

第22条

第7条の規定に拘らず、管轄当局及び利害関係人は、管轄裁判所に対して、違法に登録された商標の登録抹消を提訴することができる。管轄当局は、このことに関して最終判決を受けた場合、当該商標の登録を抹消するものとする。

第23条

商標所有者は、商標が指定する商品若しくは役務の全部又はその一部の何れかに関して、登録簿から抹消することを申請できる。その抹消申請は、本法の施行規則に定められた規約及び条件に準拠して提出される。商標が登録簿に登録された証書に基づいて商標の使用をライセンス許諾されている場合、当該商標の登録はライセンス受益者の書面による承認があるときに限り抹消することができる。ただし、受益者がライセンス許諾証書において権利を明示的に放棄している場合を除く。

第24条

管轄裁判所は、利害関係人の請求により、登録商標を5年の連続期間のあいだ真摯に使用されていなかったことを裁判所に対して立証されている場合、当該登録商標の抹消を支持する裁定を下すことができる。ただし、当該商標の所有者が当該商標の不使用を自らの制御不能な理由によることを証明した場合を除く。

第25条

商標を抹消された場合、当該標章は抹消の日から3年の経過後に同一の商品若しくは役務又は類似のそれらに関して、第三者のために再登録することのみができる。ただし、抹消が管轄裁判所の下した判決に従ってなされ、かつ、当該判決が商標の再登録のためにより短い期間を定める場合を除く。

第26条

登録簿からの商標の抹消は、本法の施行規則に定められた公表の手段により公告される。

第4節 商標の移転，抵当権及び差押

第27条

1. 商標は，別段の合意がない限り，商品又は役務を識別するために標章が使用される商業施設又は開発プロジェクトとともに，有償又は無償で，全体的又は部分的に，移転，抵当権設定又は差押をすることができる。
2. 商標は，相続，遺言又は贈与を通じて移転できる。
3. 何れの場合においても，商標の移転，抵当権又は差押は，登録簿に登録され，かつ，本法の施行規則に定められた方法で公告された後を除いては，第三者に対抗することはできない。

第28条

1. 商業施設又は開発プロジェクトの所有権の移転は，別段の合意がない限り，当該施設又はプロジェクトに密接に関連するとみなすことができる移転者の名義で登録された商標を含むものとする。
2. 商業施設又は開発プロジェクトの所有権が商標なしで移転しなければならない場合，所有権の移転者は，別段の合意がない限り，商標が登録されている商品又は役務に関して，当該商標の使用を継続することができる。

第3章 ライセンス契約

第29条

商標所有者は、証明された書面による契約書によって、商標が指定する商品又は役務の全部又は一部について当該商標を使用することを自然人又は法人へライセンス許諾することができる。商標所有者は、他者へ同一商標の使用をライセンス許諾することができる。また、別段の合意がない限り、自身で当該商標を使用することができる。商標使用のライセンス期間は、その保護に関して規定された期間を超えることはできない。

第30条

登録商標に付与された権利に関して又は当該権利の保持するため、ライセンシーに必要な制限を設けてはならない。

ただし、ライセンス契約は、以下の制限を含むことができる。

1. 商標を使用する地域又は期間
2. 商標所有者に対して、商品又は役務の品質管理を保証する条件
3. 商標の価値を減少し、又は損なう結果となる可能性があるすべての行為を控えることに係るライセンシーの義務

第31条

商標の使用をライセンスする契約は、書面による場合のみ有効であるが、登録簿に登録される必要はない。登録簿に記録される場合には、記録及び公告の方法は、施行規則に定められる。

第32条

ライセンシーは、別段の合意がない限り、当該ライセンスを第三者に譲渡できず、また、サブライセンスを付与することはできない。

第33条

ライセンス契約は、商標所有者又はライセンシーからの申請により、当該ライセンス契約の終了又は取消の証拠が提出された後、登録簿から抹消される。

管轄当局は、他方当事者に対して、ライセンスを抹消するために提出された申請について通知する。抹消は、管轄当局が他方当事者に対してライセンス抹消申請について通知する場合を除き、なされてはならない。その場合、当該他方当事者は、施行規則に定められた手続及び条件に準拠して抹消申請に対して異議申立をすることができる。

第4章 団体商標、証明商標並びに公益団体及び専門機関の商標

第34条

1. 法人格を有する所定の団体に属する事業の商品又は役務を識別するために使用される団体商標は、登録することができる。

団体商標登録出願は、団体によって設定された条件及び要件に従って構成員が使用するために、当該団体の代表者によって提出される。ただし、管轄当局によって承認されていることを条件とする。

2. 団体商標登録出願人は、その登録出願において、当該出願が団体標章に関連する旨を記述し、かつ、当該出願に、登録対象の商標を使用する要件書の写しを添付しなければならない。

何れの場合にも、登録団体商標所有者は、当該要件に対する如何なる変更についても、管轄当局へ通知しなければならない。当該変更は、管轄当局によって承認される場合を除き、有効とはならない。

3. 団体商標が抹消される場合、適合する同一若しくは類似の商品又は役務に関して第三者のために当該団体商標を再登録することはできない。

4. 管轄裁判所は、利害関係人からの請求により、登録所有者が単独で団体標章を使用し、本条第2項記載の要件に違反する方法で当該商標を使用し、若しくは他者に使用させ、又は団体商標が登録されている商品の原産地若しくは当該商品若しくは役務の共通の仕様について需要者を誤認させる方法で当該団体商標を使用していることが裁判所に対して立証されている場合、団体商標登録の抹消を支持する裁定を下すことができる。

第35条

1. 特定の商品又は役務を、それらの出所、構成要素、製造方法、品質、本質又はその他特性に関して管理し、又は検査する法人は、管理及び検査が実施されてきたことを示すために留保された商標登録を自らに認めることを管轄当局へ出願することができる。如何なる場合においても、管轄当局の承認を得た場合のみ、当該商標は登録することができ、また、その所有権を移転することができる。

2. 登録証明商標の出願人は、その登録出願において証明又は認証商標に関連する旨を記述し、また、当該出願に、登録対象の商標を使用する要件書の写しを添付しなければならない。

如何なる場合においても、当該登録商標所有者は、当該要件に対する如何なる変更についても、管轄当局へ通知しなければならない。当該変更は、管轄当局によって承認される場合に限り、有効とはなる。

第 36 条

商標は、非商業的な目的のため、例えば、公益団体のロゴ又は専門機関によって通信を識別するため使用される若しくは当該施設の会員の記章として使用されるロゴのために登録することができる。

第 37 条

1. 商取引において地理的表示として使用できる記号は、証明商標又は団体商標を構成することができる。

2. 施行規則は、第34条、第35条及び第36条に記載された商標登録の条件及び規則、また、登録目的のために提出されるべき書類及び関連するすべての組織的事項を定めるものとする。当該商標登録は、本法に定められているすべての効力を有する。

第5章 権利行使

第38条

1. 所有者は、模倣若しくは偽造の商品又は公衆に混同を生じる方法で自らの登録商標に類似する商標を付した商品を輸入する可能性を自身が確信する正当な理由を有する場合、通関許可当局へ、それらの商品の通関許可を停止すること及び商取引されるのを許可しないことに係る書面による申請を提出することができる。

当該申請には、申請人の商標に関する権利に対して明らかに侵害が存在することについて通関許可当局を納得させるのに十分な証拠を添付し、かつ、当該申請は、当該当局による商品の識別を可能にするために申請人にとって合理的に入手可能となり得る十分な情報を含まなければならない。

2. 通関許可当局は、申請の提出日から7日以内に当該申請に対する決定を書面で申請人へ通知するものとし、かつ、当該決定は、申請受理の場合には、提出日から1年間及び商標保護の残存期間の何れか短い期間内において有効である。ただし、申請人がより短い期間を請求する場合を除く。

3. 通関許可当局は、申請人に対して、被疑侵害者及び管轄当局を保護するのに十分で適切な保証金又は同等な保証を与えること及び通関許可の停止を請求する権利の乱用を防止することを命じることができる。

4. 前項の規定を妨げることなく、通関許可当局は、商品が公衆に対して混同を生じる可能性がある方法で登録商標と類似の商標を模倣し、又は不正に付していることを明白に証明する十分な証拠が存在する場合、所有者又は第三者が不服を申し立て、又は申請を提出する必要なしに、輸入され、若しくは輸送中にある商品又は輸出のために準備された商品を、自らの管轄下にある税関区域へ到着した時点で通関許可を停止する決定を自発的に下すことができる。

5. 通関許可当局が、本条の規定に準拠して、自らの管轄下にある税関区域に到着した商品の許可を停止する決定をした場合、以下を行う。

A. 通関許可を停止する決定を下した直後に当該決定について商品の輸入者及び所有者に通知すること。

B. 所有者からの書面による請求時に、当該所有者へ、商品の送り主、輸入者及び受取人の名称及び住所並びに当該商品の数量について通知すること。

C. この点に関して従う通関手続に従って利害関係人が商品を検査することを許可すること。所有者は、管轄裁判所へ紛争の原因について訴訟を提起し、かつ、商品に対する通関許可を停止する決定の通知日から10営業日以内に通関許可当局へ当該申立について通知することができる。さもなければ、当該決定は当初から無効であったとみなされる。ただし、当該当局又は管轄裁判所が更なる10日間が必要であるとみなす事例において当該期間を延長する場合を除く。また、紛争の原因について訴訟が既に提起されている場合では、裁判所は当該決定の発令を支持し、修正し、又は

取り消すことができる。

6. 裁判所が例外的とみなす事例を除き、通関許可が停止されている商品が模倣若しくは偽造であり、又は公衆に混同を生じる可能性がある方法で登録商標に類似する商標を不正に付していることが裁判所に対して立証される場合、当該商品は輸入者の費用負担で廃棄され、又はその廃棄が公衆衛生若しくは環境に対して容認できない害をもたらす可能性があるときには流通経路から処分される。

7. 如何なる場合においても、商品は、違法に付された商標を取り除くことのみにより流通経路へ解放されてはならず、又は再輸出を許可されてはならない。

8. 財務大臣は、主務大臣との調整後、通関許可を停止しかつそれについて決定する申請を提出するためのデータ、条件、管理及び手続並びに当該申請に添付すべき書類を特定した決定を下す。当該データの特定は、上記に言及された手続を請求することを控えることにつながるものであってはならない。

本条の適用上、用語「模倣品」とは、当該商品に係る登録商標に類似の商標又は本質的な要素に関して登録商標から識別できない商標を許可なく付している商品(包装を含む)をいう。

第 39 条

第 38 条の規定は、以下に適用されてはならない。

- A. 非商業的な性質を有し、旅行者の個人的な手荷物内に含まれ、又は小さい包装で送付される少量の商品
- B. 商標の所有者によって又は当該所有者の同意を得て輸出国の市場に商取引のために提供される商品

第 40 条

1. 本法の規定に基づいて定められた何れかの権利に対する侵害又は差し迫った侵害を防止するため、所有者は、紛争の原因に係る管轄裁判所から、以下を含む適切な予防措置を講じるための命令を得ることを申し立てることができる。

- A. 主張された侵害、また、その侵害を受ける商品並びに使用され又は使用される予定の材料、道具及び装置に関する詳細な記載を行うこと、かつ、関係する証拠を保管すること
- B. 前項に言及されているもの及び主張された侵害から生じる収益に対して差押を課すこと
- C. 主張された侵害の対象である商品を、流通経路内に入り込むことから防止すること及び通関許可直後における輸入商品を含む当該商品の輸出を防止すること
- D. 侵害を停止し、又は防止すること

2. 裁判所は、申立人に対して、権利に対する侵害又は差し迫った侵害の発生を確認する証拠の提出を命じることができ、また、予防措置を講じる管轄当局が関係商品を特定することを可能にするために十分な情報を提供することを当該申立人へ命じることができる。
3. 裁判所は、申立に関して、その提出日から 10 日以内に決定する。ただし、裁判所が例外的とみなす事例を除く。
4. 裁判所は、命令発令の遅滞が申立人に回復不能な損害をもたらす可能性がある場合又は証拠の隠滅若しくは破壊の可能性がある場合、申立人による請求により、必要に応じて、他方当事者を召喚せずに、命令を発することができる。この場合、他方当事者は、命令発令後直ちに遅滞なくその旨が通知されるものとし、かつ、必要な場合は、他方当事者は命令の執行後直ちに通知を受けることができる。
5. 裁判所が他方当事者を召喚せず予防措置を講じることを命令した場合、被疑侵害者は、その旨が通知された後、通知日から 20 日以内に管轄裁判所へ不服を申し立てることができる。また、この場合、裁判所は命令を支持し、修正し、又は取り消すことができる。
6. 裁判所は、申立人に対して、被疑侵害者を保護するのに十分である適切な保証金又は同等な保証を与えること及び権利の乱用を防止することを命じることができる。ただし、当該保証金又は同等な保証は、上記に言及した予防措置を講じる申立を不合理に控えることになる可能性のある程度まで多大であってはならない。
7. 所有者は、予防措置を講じるための命令の発令日から又は場合によっては本条第 5 項に定められた不服申立を却下する旨の通知日から 20 日以内に紛争の原因について訴訟を提起できる。さもなければ、当該命令は被疑侵害者からの請求により取り消される。

第 41 条

1. 所有者は、本法の規定に基づく自らの何れかの権利の侵害により直接的な損害を受けている場合には、犠牲侵害者が得た利益を含め、侵害の結果として自らが受けた損害を賠償させるための適切な補償の判決を求めて管轄裁判所へ訴訟を提起できる。裁判所は、小売価格又はその他の適用が必要な合法的基準に関して原告によって判断されるものに従って、又は専門家によって判断されるものに関して、侵害の対象である商品又は役務の価値を斟酌して、損害賠償のために妥当とみなす補償を定める。
2. 所有者は、前項の規定に従って侵害者が得た利益を含む損害賠償の補償を請求する代わりに、侵害が、商標を故意に商品の模倣に使用すること又は何らかの別の方法でなされていることが証明される場合、訴訟を審理する前の何れの時点でも、適切な補償を自らに与える判決を求めることができる。

3. 管轄裁判所は、本法の規定に基づいて定められた権利に関する訴訟を審理する際、以下を命令することができる。
 - A. 侵害に関与している疑いのある商品を押収すること、また、関係する材料又は道具及び侵害に関する証拠書類を押収すること
 - B. 侵害者に侵害を停止する義務を与えること。その義務には、本法の規定に基づいて定められた何れかの権利の侵害を伴う商品の輸出を防止すること及び通関許可後直ちに輸入商品が流通経路内へ入りこむのを防止することが含まれる。
 - C. 侵害者に対し、自身の知る、侵害の面に関与したすべての者及び団体についての情報並びに商品又は役務の生産又は流通に関与したすべての者の身元を含み、また、その者の流通経路を特定する、商品又は役務の生産方法及び流通経路についての情報を管轄裁判所又は所有者へ提供するよう義務付けること

4. 管轄裁判所は、所有者からの請求により、例外的な事例を除き、被告に対して如何なる種類の補償をもすることなしに、模倣が立証された商品を廃棄することを命令することができる、かつ、模倣品の製造又は生産に使用された材料及び道具を廃棄することを遅滞なく命令することができる、また、裁判所は、当該裁判所が例外的とみなす事例においては、更なる侵害の可能性を防止するように当該商品の流通経路外への処分を命令できる。管轄裁判所は、商品の廃棄が公衆衛生又は環境に対して容認できない害をもたらす場合には、模倣商品の製造又は生産に使用された商品、材料及び道具を廃棄する代わりに、それらの流通経路外への処分を命令できる。

5. 模倣商品上に不正に付された商標の削除は、当該商品を流通経路へ解放するための十分な理由とはみなされない。

6. 管轄裁判所は、訴訟に係る課題に取り組むために割り当てた専門家及び専門職者の費用及び報酬を、それらの者へ割り当てた課題の規模及び性質に相応な方法で、手続への依拠を不当に妨げることなく、推定する。

第 6 章 罰則

第 42 条

A. 別の法律で科されるより重い罰則を妨げることなく、1 月以上 3 年以下の期間の拘禁及び／又は 5,000 サウジリヤル以上 100 万サウジリヤル以下の罰金又はその他の GCC 通貨での同等額の刑が、以下の内容の罪で有罪判決を受けた者へ与えられる。

1. 本法の規定に基づいて登録された商標を虚偽表示若しくは模倣すること、公衆を誤認させ、若しくは混同させる方法で当該標章を模倣すること又は悪意により虚偽表示され、若しくは模倣された商品を使用すること
2. 他者によって所有されている商標でもって、悪意により、自らの商品又は役務を識別すること

B. 別の法律で科されるより重い罰則を妨げることなく、1 月以上 1 年以下の期間の拘禁及び／又は 1,000 サウジリヤル以上 10 万サウジリヤル以下の罰金又はその他の GCC 通貨での同等額の刑が、以下の内容の罪で有罪判決を受けた者へ与えられる。

1. 偽造又は模倣された標章を付けた商品を故意に販売し、販売若しくは商取引のために提供し、又は商取引する目的で所持すること、また、当該商標を不法に使用すること又は当該商標の下で役務を提供すること
2. 第 3 条第 2 項から第 11 項までに定められた非登録の商標を使用すること
3. 自らの商標、紙面又は商取引上の書類において、自らが当該商標の登録を獲得していることを信用させる虞があるものを不法に刻印すること
4. 自らの登録商標を商品又は役務に表示するのを故意及び悪意により怠ること
5. 登録された又は著名商標の模倣において使用されることを目的とした道具又は材料を故意に所持すること

第 43 条

ある者が犯罪行為を繰り返す場合、15 日以上 6 月以下の施設又はプロジェクトの閉鎖に加えて本法に定められた最大のものの 2 倍の処罰が科せられる。判決は、施行規則に定められた手続に従って被告人の費用負担で公表される。本法の規定において、先の犯罪に対する処罰が科せられた日から 3 年内での被告人による犯行である場合、犯罪が繰り返されたものとみなされる。

第 44 条

差押の措置が不当に提起されたと司法により判断される場合、被告は、第 40 条に定められた措置に従って補償の命令を求めて裁判所へ提訴することができる。ただし、その提訴は、第 40 条に定められた期間の満了日又は商標に関連する訴訟に関する最終判決の日から 90 日以内になされることを条件とする。如何なる場合においても、金銭保証は、訴訟における最終判決が発せられるまで又は訴訟の提出期間が満了するまでは原告に対して償還されない。ただし、判決が金銭保証の清算に関して定めている場合を除く。

第7章 最終規定

第45条

本法の規定及びその実施において発令された決議の執行に関与し、各 GCC 加盟国において採用された手続に従う決議によって指定される職員は、司法執行官の能力を有する者とし、また、その活動が違反事件を差し押さえるための本法の規定範囲内に含まれる領域に立ち入る権限を有する。関係当局は、これらの職員の責務を適正に遂行するために必要な設備を当該職員に提供する。

第46条

管轄当局は、商標の登録出願及び登録更新の提出のために、また、商標登録に必要な手続を追跡し、かつ、完了するために、公衆に利用される電子システム及びインターネット上のデータベースを含む電子データベースを構築することができる。

第47条

本法の規定の施行日前に有効な法律、決定及び規則に従って登録されている商標は、有効である。当該商標は、本法に定められている保護を付与される。

第48条

本法の規定は、本法が施行される日前に提出され、係属中の商標登録出願に適用される。ただし、当該出願は本法の規定に従って補正されることを条件とする。

第49条

本法の規定は、国が加盟する二国間協定及び国際協定に定められた管理及び義務を妨げるものではない。

第50条

施行規則は、本法及びその施行規則に基づいてなされた手続について徴収される手数料を定める。

第51条

商業協力委員会は、本法を解釈し、かつ、本法に対する改正を提案する権利を有する。

第52条

商業協力委員会は、本法の施行規則を公布する。